

全L協保安・業務G6第136号
令和6年9月11日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針の補足資料について（お知らせ）

標記につきましては、令和6年3月15日付け全L協保安・業務G5第250号において日本LPガス団体協議会のホームページに、改訂されたリスクアセスメント対応指針が掲載されたことをお知らせいたしましたが、対応方法についての問合せが多数寄せられたことから、別添のとおり補足資料を作成いたしました。

リスクアセスメントは労働安全衛生法に関することとなりますが、平成29年3月1日より「エチレン」、「プロピレン」、「ブチレン」も当該物質に指定され、さらに令和5年9月29日の法改正で令和8年4月1日より「プロパン」も指定されることになりました。

LPガス販売事業者に求められる対応は、従業員の有無や販売方法により異なりますので、別添の補足資料を参考にご対応いただけますようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、お知らせくださいますようお願いいたします。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 湯口、北邨、國坂